

手続きは済んでいますか？

## 国民健康保険の保険給付支給申請

【別表】

| 保険給付      | 支給要件                                    | 申請期間                  | 案内方法                       |
|-----------|---|-----------------------|----------------------------|
| 高額療養費     | 1か月に支払った医療費の自己負担額が高額となり、自己負担限度額を超えた場合   | 診療月の翌月1日から起算して2年間     | 該当する世帯の世帯主に支給勸奨通知を送付しています。 |
| 高額介護合算療養費 | 医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合       | 該当年度7月31日の翌日から起算して2年間 |                            |
| 出産育児一時金   | 出産した場合                                  | 出産日の翌日から起算して2年間       |                            |
| 妊産婦付加金    | 妊産婦が、母子手帳の交付を受けた月から出産した翌月までに保険診療を受けた場合  | 支給申請書が届いた日から起算して2年間   | 死亡届け出時に案内しています。            |
| 葬祭費       | 国民健康保険に加入していた人が亡くなった場合<br>※葬儀を行った施主に支給。 | 葬儀を行った日の翌日から起算して2年間   |                            |

国民健康保険に加入している人には、さまざまな保険給付があります。病気やけがなどで医療機関を受診したとき、その医療費などが一部負担で済むほか、治療費の自己負担額が高額になったときや出産したとき、また加入している人が亡くなったときなど、別表に該当する場合は申請をすることで、給付を受

けることができます。

国岡保健年金課国民健康保険班  
(☎62・5331)

### 旭の逸品を開発しませんか 特産品の開発に補助金を交付

旭市の新しい魅力を発信するため、市にふさわしい特産品の開発事業に補助金を交付します。

#### 【対象】

- 市内にある団体
- 市内に住所がある人および事業所がある法人

#### 【対象事業】

特産となる土産品や、地域の食材を使用した調理品などを新たに開発、または既存商品の改良を行い販売する事業で、次の要件を満たすものです。

- 市内での販売が見込まれる
- 名称や意匠が市に関係がある
- 調理品の場合、市内の農産物や畜産物、または水産物を1種類以上、食材に用いている
- 品質が優れている
- 販売価格または予定販売価格が適正である
- 将来にわたって、市の特産品

として定着が期待される

#### 【対象経費】

次の経費で人件費は除きます。

- 開発費用
- 品質検査または栄養成分分析経費など
- 商標登録経費
- 商品のパッケージ、ラベルなどの製作費
- 販売促進のための広告・宣伝費

#### 【補助額】

対象経費の2分の1以内で50万円まで。

※1事業につき3年まで。

#### 【申し込み方法】

商工観光課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。



「あさひの恵み」で逸品を

#### 【申込期間】

4月1日(火)～30日(水)

#### 【選考方法】

審査委員会にて決定します。

国岡商工観光課商業振興班(☎62・5874)

### 行政運営の改善に向けて 平成25年度事務事業評価結果を公表

限られた資源を有効に活用し、効率的で効果的な行政運営を行うため「事務事業の目的は適切か」「目標に達しているか」「事業費の削減余地はないか」「課題は何か」「課題解決に向け何をすべきか」といった視点で、平成24年度に市が実施した70事業の評価を行いました。評価結果は行政改革推進課、または市ホームページで見ることができます。

今後も市の取り組みを検証し、改革・改善に結び付ける評価を行うとともに、評価結果は事務事業の見直しや予算への反映を通じて、行政運営の改善に役立てていきます。

国岡行政改革推進課行政改革推進班(☎62・5345)

【平成26年度国民年金保険料の納付額】

| 項目                            | 1か月              | 6か月前納               | 1年前納                 | 2年前納                  |
|-------------------------------|------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|
| 定額保険料                         | 15,250円          | -                   | -                    | -                     |
| 早割<br>(口座振替のみ)                | 15,200円<br>(50円) | -                   | -                    | -                     |
| 口座振替前納額                       | -                | 90,460円<br>(1,040円) | 179,160円<br>(3,840円) | 355,280円<br>(14,800円) |
| 現金支払い前納額<br>クレジットカード<br>払い前納額 | -                | 90,760円<br>(740円)   | 179,750円<br>(3,250円) | -                     |

※( )は割引額。2年前納は、平成27年度の保険料を15,590円として計算しています。

国民年金保険料  
月額15、250円に

本年度(4月から平成27年3月分)の保険料は、月額15、250円となりました。保険料は、納付方法を口座振替や前納などにすると割引があります。

その月の保険料をその月の末日に引き落としすると、月々50円の割引があります。口座振替を希望する人は、手続きを指定

金融機関などで行ってください。まとめて払って得する「前納割引制度」

保険料を、6か月分、1年分

または2年分まとめて前払いすると割引があります。前納は現金払いや口座振替のほか、クレジットカードでもできます。

※別途申し込みが必要です。

閩日本年金機構佐原年金事務所

(☎0478・54・1442)

市保険年金課高齢者医療年金班

(☎62・5332)

保育所保育料と幼稚園保育料

第3子以降を無料化

市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の、第3子以降の保育所保育料を無料化しました。

また第3子以降の幼稚園保育料なども無料となるよう、補助金を交付します。

※幼稚園の場合は、従来の幼稚園就園奨励費補助金申請と併せた手続きが必要です。

閩子育て支援課保育班(☎62・

5313 ※保育所の場合)

庶務課庶務班(☎55・5721

※幼稚園の場合)

出演者募集

「第10回旭市民音楽祭」

「第9回あさひのまつり」

自慢の音色や歌声などを、会場いっぱい響かせてください。

第10回旭市民音楽祭

開催日/8月3日(日)

対象/市内在住・在勤・在学のグループや個人

申込期限/4月23日(水)必着

第9回あさひのまつり

開催日/9月28日(日)

対象/市内在住・在勤・在学のグループ

申込期限/5月28日(水)必着

〈共通事項〉

場所/東総文化会館

参加料/無料

申し込み方法/申込用紙に必要事項を記入し、持参または郵送してください。

※申込用紙は、生涯学習課、青年の家、市民会館、第二市民会館、いいおかユートピアセンター、海上公民館、千潟公民館にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

閩閩〒289・2692 旭市

高生1 生涯学習課文化振興班

(☎55・5728)

旭中央病院便り vol.20



<http://www.hospital.asahi.chiba.jp/>

窓口負担額が変わります

4月1日(火)付けで、国が定める初診・再診料や検査・投薬料などの改定が行われます。これにより一部医療費が変更となり、これまでと同じ診療内容であっても窓口負担額が変わります。

保険適用外の諸費用、消費税率8%に

4月1日(火)からの消費税率引き上げに伴い、保険適用外の諸費用を税率8%に改定しました。改定後の諸費用は、次のようになります(一例)。

改定後の諸費用

- 各種診断書

例：一般診断書 3,240円(税込み)

- 選定療養費

初診時選定療養費 2,916円(税込み)

再診時選定療養費 1,080円(税込み)

時間外選定療養費 5,400円(税込み)

- 病衣貸与料

1日につき54円(税込み)

- 差額室料

部屋ごとに料金は異なります

保険証や住所が変わったら変更手続きを

新年度を迎え、就職や退職などで保険証が変わったり、転居などで住所が変わったりした患者さんは、患者様情報の登録変更手続きを行ってください。登録内容が異なっていると、保険請求業務に支障が生じたり、急ぎの連絡が届かなくなったりします。

また月替わりしての最初の受診時には必ず保険証を持参するほか、同月内に保険証が変わった場合も、その都度新しい保険証を持参して、外来窓口知らせてください。

閩旭中央病院(☎63-8111・代表)